

統計調査結果の記録について

－ 事業所母集団データベース整備に向けた取組 －

- ◇ 統計法第27条第1項の規定及び事業所母集団データベースの整備方針に基づき、優先的に記録する統計調査について、関係各省の協力を得て、記録を実施
- ◇ 記録したデータは、検証・研究用として活用し、年次フレーム等を検討
- ◇ 「運用管理規程」に記載する内容を検討

《7月以降》

整備方針に記載した優先的に記録する統計調査について、関係各省からデータベースの整備に有効な調査票情報等（直近の調査票データ及びデータレイアウト）の提供に向けた協力依頼を開始。

《現在の状況》

関係各省から調査票データを受領、順次、収録に向けた検証・研究を開始。

- ① データベースの基盤情報と照合
 - 共通事業所・企業コードの付与
- ② 調査票データ等の利用による年次フレームの作成
 - データ更新によるフレームへの影響を検証
- ③ データベースの整備に有効な調査事項の確認
 - 「運用管理規程」に記載

【優先的に記録する統計調査】

（総務省）

- ・ 経済センサス - 基礎調査
- ・ 経済センサス - 活動調査
- ・ サービス産業動向調査
- ・ 科学技術研究調査
- ・ 個人企業経済調査

（財務省）

- ・ 法人企業統計調査

（文部科学省）

- ・ 学校基本調査

（厚生労働省）

- ・ 毎月勤労統計調査
- ・ 賃金構造基本統計調査
- ・ 医療施設調査

（農林水産省）

- ・ 農林業センサス（法人組織経営体）
- ・ 漁業センサス（法人組織経営体）

（経済産業省）

- ・ 商業統計調査
- ・ 工業統計調査
- ・ 経済産業省企業活動基本調査
- ・ 特定サービス産業実態調査
- ・ 特定サービス産業動態統計調査
- ・ エネルギー消費統計調査
- ・ 中小企業実態基本調査

（国土交通省）

- ・ 建設工事施工統計調査